四日市市橋北交流施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第7号

四日市市橋北交流施設条例の一部を改正する条例

四日市市橋北交流施設条例(平成28年四日市市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前		
(設置)	(設置)		
第2条 市は、市民の地域社会づくり及	第2条 市は、市民の地域社会づくり及		
びまちづくり活動を行う団体等に会合	びまちづくり活動を行う団体等に会合		
等の場を提供し、もって市民の地域社	等の場を提供し、もって市民の地域社		
会づくり及びまちづくり活動を全市的	会づくり及びまちづくり活動を全市的		
に推進するため、四日市市橋北交流施	に推進するため、四日市市橋北交流施		
設(以下「交流施設」という。)を四	設(以下「交流施設」という。)を四		
日市市東新町26番 <u>32号</u> に設置す	日市市東新町26番 <u>23号</u> に設置す		
る。	る。		

改正後

別表(第5条関係)

区分	基本使用料 (円)			
	午前	午後	夜間	全日
	午前9時か	午後1時か	午後5時3	午前9時か
	ら正午まで	ら午後4時	0分から午	ら午後9時
		30分まで	後9時まで	まで
第1会議室	880	1, 320	2, 010	4, 210
第2会議室	880	1, 320	2, 010	4, 210
第3会議室	880	1, 320	2, 010	4, 210
第4会議室	880	1, 320	2,010	4, 210
第 5 会議室	880	1, 320	2, 010	4, 210

第6会議室	<u>1,320</u> <u>1,760</u> <u>2,420</u> <u>5,500</u>		
附属設備及び備品	種類又は品目ごとに2,200円の範囲内で規則で定める		
	額		
備考 (略)			

改正前							
別表(第5条関係)							
区分	基本使用料 (円)						
	午前	午後	夜間	全日			
	午前9時か	午後1時か	午後5時3	午前9時か			
	ら正午まで	ら午後4時	0分から午	ら午後9時			
		30分まで	後9時まで	まで			
第1会議室	860	1, 300	1, 980	4, 140			
第2会議室	860	1, 300	1, 980	4, 140			
第3会議室	860	1, 300	1, 980	4, 140			
第4会議室	860	1, 300	1, 980	4, 140			
第5会議室	860	1, 300	1, 980	4, 140			
第6会議室	1, 300	1, 730	2, 380	5, 410			
附属設備及び備品	種類又は品目ごとに2,160円の範囲内で規則で定める						
	額						
備考 (略)							

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正は、公 布の日から施行する。

(経過措置)

(市民文化部市民生活課)